

大東市監告示第5号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成26年3月7日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 岩淵弘

【担当 監査委員事務局】

平成25年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

街づくり部

(都市政策課、開発指導課、水とみどり課、土木課、道路交通課、
建築営繕課)

2. 監査の期間

平成25年12月17日～平成26年2月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、街づくり部の各課が分掌する平成25年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成24年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書等の提出を求めた。

これらをもとに担当課から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

4. 監査の結果

街づくり部においては、概ね適正に事務が執行されていた。

なお一部の事務事業について改善すべき点がみられたので、次のとおり指摘する。

(1) 各種協議会等の負担金について 【都市政策課、水とみどり課、土木課】

各団体の決算書を確認したところ、都市政策課が加入する2団体、水とみどり課が加入する6団体、土木課が加入する3団体の計11団体について、会費収入を上回る剰余金がみられ翌年度への繰越金となっていた。

このような状況は、市の公金支出の必要性に疑義を生じさせるものであり、各団体に対して会費の不徴収または減額等、効果的な見直しを行うよう申し入れをされたい。

(2) 「野崎駅周辺総合計画推進協議会補助金」の支出について 【土木課】

協議会の決算書を確認したところ、平成23年度末で86万4千円、平成24年度末でも85万4千円の剰余金があった。また補助金の支払い日を確認したところ、平成24年度は平成25年3月26日、平成25年度は平成26年2月25日の支払いであり、協議会に資金が不足している状況も見当らない。

市が支出している10万円の補助金については、繰越金を削減し、公金支出の必要性に疑義が生じないように努められたい。

(3) 児童遊園に関する例規の整備について 【水とみどり課】

児童厚生施設条例で規定されている107ヶ所の児童遊園を確認したところ、条例に計上されている深野第2児童遊園および寺川第1児童遊園については自治会館や自治会館に附属する駐車場となっており、相当以前から児童遊園としての実態がない。

早急に条例改正の手続きをとられたい。

(4) 収納現金の取扱いについて【水とみどり課】【道路交通課】【建築営繕課】

水とみどり課、道路交通課、建築営繕課における取扱い現金（収納委託分を含む）の状況を確認したところ、即日または翌日までに指定金融機関に払い込まれていない事例が見られた。

職員が直接収納した現金については、会計規則第19条第2項で「収納した現金を、現金払込書兼領収済通知書により、即日またはその翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定され、また収納事務が委託されている場合にあっても、収納事務委託契約書に同様の規定がある。

各課にあっては会計規則を遵守するとともに、受託者に対しても契約内容を遵守させ、取扱い現金が即日または翌日までに指定金融機関等に払い込まれるよう、早急に是正されたい。

(5) コミュニティバス運行協定書について 【道路交通課】

平成13年12月に市が運行事業者と締結した「大東市コミュニティバス運行に関する基本協定書」（以下「協定書」という）の内容を確認したところ、第14条に「この協定は締結の日から平成18年12月31日までとし、期間満了の3ヶ月前までに、甲、乙いずれからも異議申し立てがない場合は、さらに1ヶ年継続するものとし、その後もこの例による。」との規定があり、この協定がいわゆる自動更新契約に該当することを確認した。

地方自治法は第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定し、予算の裏付けがない自動更新契約を認めていない。

早急に協定書の見直しに着手され、適法な協定書に改められたい。

(6) 市営野崎桜園住宅跡地について 【建築営繕課】

市営野崎桜園住宅は昭和58年に深野野崎園住宅の建設に合わせて廃止されたものである。この間跡地については、一部が市営住宅内に不法投棄された廃棄物の仮置き場等として使用されてきたが、有効な活用には至っていない。

当該土地には毎年草刈り等で15万円もの経費が支出されており、早急に有効な活用策について検討されたい。

(7) 地域団体への委託について

【水とみどり課】 【道路交通課】 【建築営繕課】

市の公園の一部や自動車駐車場、市営住宅等の清掃や管理は地域団体である特定非営利活動法人ほうじょうと特定非営利活動法人大東野崎人権協会に委託されている。当該委託については、平成19年度に見直しが行われたところであるがその後の検証が行われていない。

委託業務について検証を行うとともに、委託料の水準だけでなく業務の必要性やインセンティブが働く委託方式、また稼働率の向上をめざした自動車駐車場の統廃合など、より効率的・効果的な委託となるよう見直しに努められたい。